

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

(選管委)

## 告示

### 埼玉県選管告示第九十三号

平成二十年四月十三日執行の坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に關し、同年六月十二日付けで埼玉県坂戸市関間三丁目二番五三号九二二コンドミニウム坂戸山岸辰規から提起のあった審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成二十年八月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

裁 決 書

埼玉県坂戸市関間三丁目二番五三号九二二

コンドミニウム坂戸

審査申立人 山岸 辰規

右審査申立人から平成二十年六月十二日付けで提起された平成二十年四月十三日執行の坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

#### 第一 審査の申立ての趣旨及び理由

一 審査申立人(以下「申立人」という。)の申立ての趣旨は、平成二十年四月十三日執行の坂戸市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における最下位当選人新井文雄の当選は無効とするとの決定を求めた異議の申出に対し、坂戸市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)が平成二十年五月二十二日に行つた異議の申出を棄却する旨の決定を取り消すとの裁決を求める、というものである。

二 この申立ての理由とするところを審査申立書、申立人の口頭意見陳述及び当委員会の申立人に対する審尋の結果にしたがって要約すれば、次のとおりである。

(一) 本件選挙における最下位当選人新井文雄と次点者の申立人の得票差は八票という僅差であり、無効投票として扱われた票の中に申立人の有効投票があり順位の交替が見込まれること、選挙立会人(以下「立会人」という。)による投票の点検に疑義があることから、両者の有効投票とすべての無効投票を再点検することが合理的である。

(二) 無効投票において単に記号、符号を記載したものが平成十六年四月十八日執行の坂戸市議会議員一般選挙(以下「前回選挙」という。)と比べ二倍近く存在すること、申立人は、「25歳の挑戦」、「25歳」などといったキャッチフレーズを一貫して使用した活動や選挙運動を行ってきたことから、これらに關連した票が存在し、無効投票として扱われた可能性が大きい。

(三) 開票作業の過程において、各候補者の得票数の伸び率に差が出たことは、候補者の心情に対する配慮が不足しており、また、開票作業及び発表に問題があったと考える。

(四) 開票所で配布された午後十一時三十分現在の開票速報と市委員会から申立

人に提供された資料に記載された午後十一時三十分の得票数が異なり、市委員会の事務は信頼できない。

また、午後十一時三十分現在の開票速報の残票は千二百二十票あったが、午後十一時四十分最終の確定をしていることから、これらの票について、十分な審査が尽くされたか疑問がある。

## 第二 当委員会の判断

一 当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものとしたのでこれを受理し、市委員会に対しては弁明書及び選挙録その他の審査に必要な物件を提出させ、また、申立人には補佐人の同伴を許可した上で、口頭意見陳述の機会を与え、同時に、同人に対する審尋を行い、さらに、立会人九名中五名を含む関係人に対して証言を求め、慎重に審理した。

二 市委員会より提出を受けた物件及び市委員会の弁明書並びに本件選挙の選挙長である市委員会委員長、同書記長、開票事務従事者（特別分類係及び問題票審査係職員）六人及び立会人五人の証言を総合すると、本件開票事務の概略は次のようなものであったことが認められる。

(一) 開票事務は、平成二十年四月十三日午後九時から坂戸市民総合運動公園大体育室において、おおむね以下の手順で行われた（別紙票の流れ図参照）。

(二) まず、選挙長及び立会人九人全員により、市内十八の投票所及び期日前投票所から送致された合計十九個の投票箱の施錠を確認した後、開披分類台上で投票箱を開き、投票を取り出す。

(三) 開披分類係のうち開披分類担当は、投票所ごとの投票内容がわからないよう開披分類台上の投票をよく混同させた上で、投票用紙を記載事項の天地で揃え、有効投票と考えられる投票については、予め全候補者を五十音順に五つのグループに分けるために用意された分類ケースに分類するとともに、それ以外の疑問票、白紙投票、按分票（以下「問題票」という。）については、それぞれ用意された分類ケースに分類する。

なお、予め全候補者の投票を五つの候補者グループに分類するのは、投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）を五台使用して、一台の分類機につき一つのグループの投票を入れ、分類機ごとに候補者別の有効投票に仕分けするためである。

(四) 連絡係は、開披分類担当が分類した五つの候補者グループ別の有効投票と考えられる投票を開披分類台から回収し、開披分類係のうち分類機担当へ回付するとともに、それ以外の問題票は特別分類係が回収する。

(五) 開披分類係のうち分類機担当は、分類機により、五つの候補者グループ別の投票を候補者別の有効投票及び崩した文字により記載された投票など分類機が有効投票と扱わない投票（以下「読取不能票」という。）に分類する。

(六) 連絡係は、候補者別に分類された有効投票を回収して集票台に整理するとともに、読取不能票は、特別分類係に回付する。

(七) 集票台に整理された候補者別の有効投票については、確認・括束係のうち氏名確認担当が、概ね百票に揃え、その票の中に、問題票や他の候補者の投票が混入していないか、また、投票用紙の表裏とも他事記載等がないか、一票一票確認する。

確認が終了した投票は、赤色の輪ゴムをかけて氏名再確認担当へ回付する。

(八) 確認・括束係のうち氏名再確認担当は、赤色の輪ゴムがかけられた票束について、氏名確認担当と同様に一票一票確認を行い、確認が終了した票束は、青色の輪ゴムをかけ、確認済集票台に整理する。

(九) 確認済集票台に整理された赤色及び青色の二本の輪ゴムがかけられた票束は、計数機担当が、第一計数機で百票ごとに計数し、さらに別の計数機担当が第二計数機で改めて計数し、百票の票束であることを二度確認する。計数機を二回通過した百票束及び百票に満たない端数票は確認・括束係のうち集票・括束担当へ回付する。

(十) 確認・括束係のうち集票・括束担当は、計数機担当から回付された百票束について、票に記載された候補者名が同一であるか確認した上で、点検小票（バーコード対応）を付して、確認・括束係責任者へ回付する。端数票についても、候補者名が同一であるか確認の上、点検小票に票数を記載して、確認・括束係責任者へ回付する。

(十一) 一方、特別分類係は、分類機で読取不能票と分類された投票について、複数の係員により目視して明らかに候補者氏名が判読できる投票については、有効投票として候補者別に分類し、これを確認済集票台へ回付する。これらの有効投票は、他の有効投票と合わせて、計数機にかけられ、確認・括束係のうち集票・括束担当へ回付される。

それ以外の読取不能票については、開披分類係から回収した問題票と合わせて、疑問票、白紙投票、按分票に分類し、問題票審査係に回付する。

(土) 問題票審査係は、特別分類係から回付されたすべての問題票を複数の係員で協議の上、実例、判例等を踏まえて、有効投票、無効投票、判定が困難な投票に分類する。

なお、問題票審査係は四人であるが、うち一人が各係との連絡調整、票の流れの管理を担当したため、実際に問題票を審査したのは三人であり、問題票はすべてこの三人が審査する。

(七) 分類した有効投票、無効投票については、それぞれ事例ごとに整理し、適宜、立会人席に出向き、選挙長及び立会人に有効あるいは無効と判定した根拠について実例、判例等をもとに説明を行う。

(八) 実例、判例等によっても有効、無効の判定が困難な疑問票については、疑問票が発生する都度、立会人席に出向き、選挙長及び立会人全員が集まって協議し、いずれの候補者の有効投票であるか又は無効投票であるかの判定を行う。

(九) 右協議により判定された有効投票及び無効投票については、前記問題票審査係で判定した有効投票及び無効投票と合わせて、有効投票については候補者別に票数を記載した点検小票を付し、無効投票については、無効事由別の点検小票を付し、それぞれ確認・括束係責任者に回付する。

(十) 確認・括束係責任者は、(七)により集票・括束担当から、及び(九)により問題票審査係から、それぞれ回付された投票について点検小票の候補者名と添付されている票の候補者名が一致しているか等を確認し、点検小票に押印の上、開票集計システム担当に回付する。

(十一) 開票集計システム担当は、百票束の有効投票の点検小票に付されたバーコードをバーコードリーダーにより、得票数の漏れを防ぐため、二度の読み込みを行い、端数票、按分票、無効票については、点検小票に記載された票数を集計システムに入力する。

(十二) 開票集計システム担当から順次百票束の有効投票の回付を受けた立会人は、投票の点検を行い、点検小票に押印して、順次これを次の立会人に回付しすべての立会人がこれと同様の点検作業を行い、最後の立会人は、この投票を選挙長に回付し、最後に選挙長が確認し、決定の押印をする。

また、百票束の有効投票の点検が終了後、有効投票である端数票及び按分

票、無効票が回付され、立会人は、同様に点検作業を行い、最後に選挙長が確認し、決定の押印をしていたことが認められる。

このように、本件選挙の各投票については、分類機で有効投票とされたものは、氏名確認担当、氏名再確認担当の二段階の事務従事者により投票の混入がないかどうか確認が行われ、また、分類機で読取不能票とされた投票のうち目視して明らかに候補者氏名が判読できる有効投票については、複数の特別分類係により入念に確認が行われており、いずれの有効投票も、票数については計数機担当が計数機により二度の計数を行った後、立会人及び選挙長に回付された。

一方、これ以外の問題票については、すべて問題票審査係に回付され、複数の問題票審査係により実例、判例等を踏まえ有効、無効の判定が行われ、なお疑義のある投票については適宜、立会人及び選挙長との協議を経た上で、立会人及び選挙長に回付され、立会人及び選挙長は、それぞれ投票を的確に点検していたことが認められる。

### 三 申立理由(一)について

本件選挙における申立人の得票数は九百九十五票であり、最下位当選人新井文雄の得票数は千三票である。また、無効投票は八百九十四票であり、その内訳は、白紙投票が四百五十六票、候補者でない者又は候補者となることができな者の氏名を記載したものが百八十三票、単に雑事を記載したものが九十八票、単に記号、符号を記載したものが九十四票、二人以上の候補者の氏名を記載したものが四十六票、候補者の氏名のほか他事を記載したものが九票、候補者の何人を記載したかを確認し難いものが八票であることが、本件選挙の選挙録から認められる。

各候補者の有効投票については、前記二のとおり、分類機で有効投票とされたもの及び分類機で読取不能票とされた投票のうち明らかな有効投票については、複数の開票事務従事者により入念な点検、確認が行われた上で、立会人の点検、選挙長の確認、決定がなされており、これら有効投票の中に無効票や他の候補者の票が存在することは考えられない。

次に、これ以外の問題票については、問題票審査係の複数の係員において、実例や判例等を踏まえて有効、無効が判定されたことが認められ、また、この

問題票審査係には、いずれも過去の選挙において複数回、同係の経験があり、かつ、投票の効力の判定に関する高度な専門的知識を備える職員が従事している。問題票審査係の証言によれば、問題票審査係において、実例、判例等によっても判断できないような疑問がある票については、立会人及び選挙長との協議に付されたが、その協議における投票の判定について、立会人及び選挙長の間で意見の食い違うことはなかったことが認められる。

また、申立人は、自らの立会人が選任されなかったことを理由に、立会人による投票の点検に疑義があると主張しているが、立会人は候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助して、開票事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務としているものである。

さらに、市委員会では、事前にこうした立会人の職務や留意点等を記載した選挙立会人必携などの書面を送付しているが、ここには、選挙人全体の代表として職務に専念し、開票事務の公正確保に努めるといふ立会人の性格が記載されており、立会人の証言からも、立会人は申立人の主張するような候補者の利益代表としてだけでなく、選挙人全体の代表として公正な立場で職務に当たっていたことが認められる。

以上を総合すれば、開票手続及び立会人の投票の点検について、何ら問題となるような事実は認められず、投票を再点検すべき理由はないというほかならぬ。

よって、申立人の申立理由(一)は理由がない。

#### 四 申立理由(二)について

まず、申立人の主張する投票のうち、「25」、「25歳」、「25歳の挑戦」又は「25歳のチャレンジ」などと記載された票及びこれらに類似した票の存在については、当委員会の審理における市委員会委員長、同書記長、特別分類係二人、問題票審査係のうち実際に問題票の審査を行っていた大澤雄一、宮寺祥仁及び太田正一並びに立会人五人は、なかった旨証言しており、こうした票の存在を窺わせるような証言をする者は一人もいなかった。

したがって、「25」、「25歳」、「25歳の挑戦」又は「25歳のチャレンジ」などと記載された票及びこれらに類似した票については、存在しなかったと言わざるを得ない。

なお、仮に、これらの票が存在した場合であっても、公職選挙法(以下「法」という。)第四十六條第一項において、投票用紙には当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書することが規定されていること、また、法第六十八條第一項第一号から第八号に投票の形式的無効原因が例示的に列挙されているが、候補者の氏名を記載することなく他の事項のみを記載した投票は、雑事記載として、これら各号に該当するまでもなく無効と解されていることからすれば、これらの票については、無効と判断されるべきものと考えられる。

次に、申立人の主張する投票のうち、氏名、氏又は名のほかに「25」、「25歳」、「25歳の挑戦」若しくは「25歳のチャレンジ」などと記載された票及びこれらに類似した票の存在についても、当委員会の審理における市委員会委員長、同書記長、特別分類係二人、右問題票審査係三人及び立会人五人は、なかった旨証言している。

また、特別分類係二人は、仮にこれらの票が存在した場合には、問題票として必ず問題票審査係に回付する旨を証言しており、問題票審査係は、候補者の年齢が職業、身分、住所又は敬称の類に該当するか否かを判断した実例や判例が見受けられないことから、仮にこれらの票が回付された場合は、必ず立会人に意見を求め判断されることとなる旨述べているが、問題票審査係のうち実際に問題票の審査をしていた三人及び立会人五人の証言からは、これらの票について、問題票審査係内で協議が行われたり、立会人に意見が求められた事実は認められない。

したがって、氏名、氏又は名のほかに「25」、「25歳」、「25歳の挑戦」若しくは「25歳のチャレンジ」などと記載された票及びこれらに類似した票については、存在しなかったと言わざるを得ない。

なお、申立人は、市委員会の審理における問題票審査係の証言をあいまいなものとして、問題票に関し、十分な審査事務が行われず、無効票の中に申立人に関連する投票の存在の可能性を主張しているが、市委員会書記長及び問題票審査係の証言を総合すると、本件選挙の開票事務においては、問題票審査係四人のうち、実際にすべての問題票の審査をした者は三人であり、残りの一人は各係間の連絡調整及び票の流れの管理を担当していたことが認められる。市委員会の審理においては、この各係間の連絡調整及び票の流れの管理を担当した者が申立人に関連する投票の存否について証言を求められたことに對し、問題票の審査にまったく関わっていないなかったために、明確な証言をできなかつたも

のにすぎない。担当者の配置と実際の役割が異なっていたことが結果として申立人の誤解を招いた面もあるが、三人の問題票審査係が複数人によりすべての問題票を審査しており、本委員会の審理においては、この三人の問題票審査係全員が申立人の主張する投票の存在を否定しているものである。

また、本件選挙において、単に記号、符号を記載した無効投票が前回選挙の二倍近くになったことなどを理由に、無効投票の中に申立人に関連する投票の存在を主張しているが、右問題票審査係三人及び立会人の証言によれば、無効投票のうち単に記号、符号を記載したものは、「○」、「×」、棒線などであり、また、単に雑事を記載したものは、「該当なし」、「なし」など、候補者の氏名のほか他事を記載したものは、名前にかぎ括弧を付けたり、名前を○で囲んであるような票などであり、いずれも申立人の主張するような投票ではなく、申立人の主張するような投票は存在しなかったと判断するほかない。

さらに、申立人は、鶴ヶ島市議会議員から、知人の知人である本件選挙の立会人が申立人に関連する票を相当数見たと聞いている旨を陳述したものの、その立会人の氏名も明らかにされることはなく、申立人に対する審尋においても、当該立会人の氏名も当該投票が有効投票又は無効投票のいずれに存在していたかもわからないとのことであった。当委員会における証人となった立会人からもそのことを裏付けるような証言は一切なかった。

また、午後十一時三十分現在の開票速報から午後十一時四十分の開票結果の間に、申立人の得票数が一票増えたことを指摘し、これは有効投票と決定された疑問票であると推測されるので、他にも同様に申立人の有効投票と決定されるべき疑問票が存在すると申立人は主張するが、こうした主張は憶測の域を出ず、前記のとおり、申立人の主張するような投票の存在は認められない。

さらに、平成十七年十二月十八日執行の鳴門市議会議員選挙に係る平成十八年十一月六日の高松高等裁判所の判決を根拠に、申立人の氏名のほかにキャッチフレーズなどを記載した投票を有効とするように求めているが、当該事件において争点の一つとなった「ヒゲ」という他事記載については、候補者の氏名に代わる呼び名として通用する通称として認めたものであり、申立人のように単に選挙運動などで使用していたことのみをもってその投票の有効性を主張することは事情を異にするものであると言わざるを得ない。

以上のことから、申立人の申立理由(二)についてはいずれも認めることができない。

#### 五 申立理由(三)について

申立人の主張するとおり、開票中間発表及び開票結果において、できるだけ各候補者の得票数の伸び率に差が生じないようにすることは、選挙人及び候補者その他関係者の開票作業に対する信頼性の確保のためには考慮すべきものであるが、本件選挙の開票中間発表及び開票結果においては、各候補者の得票数の伸び率に差が生じている。

この伸び率に差が生じた理由について、市委員会書記長及び開票事務従事者は、氏名確認担当、氏名再確認担当の各担当者が確認する投票を候補者ごとに分担していたため、各担当者の確認作業の速度の差により候補者間の投票の流れに差が生じたことが原因の一つと考えられる旨を証言しているが、正確な原因を特定することはできない。

しかしながら、得票数の伸び率の差は、開票手続の適正さそのものを否定するものではなく、候補者等への配慮不足という面があったとしても得票数の増減など当選の効力に何ら影響を及ぼすものではないと言わざるを得ない。

よって、申立人の申立理由(三)は理由がない。

#### 六 申立理由(四)について

開票所において配布した午後十一時三十分現在の開票速報の原本を紛失したこと、右開票速報と市委員会が提供した資料の得票数が一致しないものであったこと、右開票速報の電子データを保存していなかったことについては、事務処理の不手際であると考えられ、市委員会がこの点を十分に説明しなかったため申立人の不信感を招いたことが推測されるが、前記二及び三のとおり、開票事務は適正に執行されており、こうした不手際や説明不足は、選挙結果に何ら影響を及ぼすものではない。

また、午後十一時三十分現在の開票速報における残票千二百二十票の審査については、市委員会書記長及び開票事務従事者の証言を総合すれば、午後十一時三十分の時点では、候補者別の有効投票及び無効事由別に分けられた無効投票として、既に立会人全員の点検及び選挙長の決定が済み、単に開票集計システムにより得票数等の入力を行っていたと認められるのであって、これらの残票は申立人の主張するように午後十一時三十分から十分間などの極めて短い時間に立会人及び選挙長の点検に付されたものではない。

なお、申立人は、参観人の一人から開票作業の終盤に選挙長や立会人が立会人席で協議していた、また、午後十一時三十分時点の開票速報では申立人の得票数は二十四位であったことを確認したと聞いた旨を主張しているが、前記のとおり、適正な開票事務により選挙結果は確定しており、こうした主張は、申立人の得票数に何ら変動を生じさせるものではない。

よって、申立理由(四)は理由がない。

七 以上のとおり、最下位当選人新井文雄の当選を無効とする申立人の主張は理由がないから、法第二百六条において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十条第二項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成二十年八月五日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	加藤 憲
委員	島野 直
委員	村上 明
委員	高橋 幸寿

別紙 票の流れ図

坂戸市議会議員一般選挙

